

普通財産譲渡申請書等に不備等があった場合の取扱い

1 物件の一般競争入札を実施した結果不落札だったため、随意契約により売却する場合があります。

随意契約による売却は、普通財産譲渡申請書及び関係書類（下記2のとおり。）提出の、先着順により受け付けます。

2 提出書類

① 普通財産譲渡申請書

② 【個人】本籍地の市町村長が発行する身分証明書
（提出日の3ヶ月以内に交付された原本）

【法人】法務局が発行する現在事項全部証明書
（提出日の3ヶ月以内に交付された原本）

③ 島根県の各県民センター所長又は隠岐支庁長が発行する「未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書」（提出日の3ヶ月以内に交付された原本）

④ 納税地を所管する税務署長が発行する「未納の消費税額及び地方消費税額がない旨の証明書」（提出日の3ヶ月以内に交付された原本）

⑤ 入札参加資格に関する誓約書

法人用の誓約書においては、全ての法人役員（現在事項全部証明書に記載されている全ての役員）の氏名及び生年月日を記載。

3 普通財産譲渡申請書等に不備等があった場合の取扱い

(1) ①の書類について記載漏れ又は押印漏れ等があった場合は、普通財産譲渡申請は仮受けとします。

仮受けした普通財産譲渡申請書は補正をお願いします。（期限を設定します。）

仮受けした普通財産譲渡申請書は、補正された時に（正式な）受けとします。

この場合、受けの日は仮受けの日にさかのぼります。

(2) ②～⑤の書類について提出漏れ、記載漏れ又は押印漏れがあった場合は、普通財産譲渡申請は仮受けとします。

提出漏れ、記載漏れ又は押印漏れがあった書類は追加提出又は補正をお願いします。（期限を設定します。）

仮受けした普通財産譲渡申請は、補正された時に（正式な）受けとします。

この場合、受けの日は仮受けの日にさかのぼります。

(3) 提出書類の漏れ、記載漏れ又は押印漏れがあった場合は、管財課から普通財産譲渡申請した者に連絡します。

4 その他、提出書類の漏れ、記載漏れ又は押印漏れがあった者の普通財産譲渡申請の取扱いについては、入札設定時の入札執行者又はその後任者が、総合的に判断して決定します。